

1. 案件形成に向けた情報・ノウハウの共有

- 「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」設置(H27~)
 - ・全国より267の地方公共団体が参画 (R4.6時点)。2~3ヶ月に1回程度開催。
 - ・「民間セクター分科会」を設置(H29~)。年間1~2回程度開催。
- 官民連携相談窓口「げすいの窓口」設置(H29~)
 - ・地方公共団体の担当者の方々からの相談・質問等をお受けするための相談窓口(げすいの窓口)を設置。
- 首長に対するトップセールス(H28.2~)
 - ・コンセッションをはじめとするPPP/PFI手法の導入を促すため、首長等に対する働きかけを実施。
- 国土交通省下水道部ホームページにおける情報共有
 - ・各種マニュアル、コンセッション導入事例等を公表

2. 各種ガイドライン等の整備

- <PPP／PFI全般>
 - ・下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン(H29.1)
- <包括的民間委託>
 - ・性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン(H13.4)
 - ・処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン(H30.12)
 - ・下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン(R2.3)
 - ・処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6)
- <コンセッション>
 - ・下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン(R4.3)
- <資源・エネルギー利用>
 - ・下水処理場における地域バイオマス利活用マニュアル(H29.3)
 - ・下水汚泥エネルギー化技術ガイドラインー改訂版ー(H30.1)
 - ・下水熱利用マニュアル(案)(R3.4)

3. 財政的支援

- 準備事業への支援
 - ・コンセッションを含む先進的なPPP/PFI事業の導入に前向きな自治体に対して内部検討や実施方針・契約書作成等の支援を実施。(モデル都市支援)
- 社会資本整備総合交付金等
 - ・下水道分野におけるPPP/PFI事業に対して社会資本整備総合交付金等により支援を実施。
 - ・社会資本整備総合交付金等を活用した施設整備について、以下のとおり交付要件を設定。

<コンセッション導入検討>

下水処理場における改築事業(人口20万人以上、工事規模10億円以上)：コンセッション方式の導入について検討を了していること等

<PPP/PFI手法導入>

汚泥有効利用施設の新設(人口20万人以上、工事規模10億円以上)：原則としてPPP/PFI手法を導入すること

<広域化・共同化検討>

下水処理場における改築事業(工事規模10億円以上)：他の下水処理場との統廃合に係る検討を了していること

平成30年度末までに、「広域化・共同化計画」の策定に向けた検討に着手していること。令和4年度末までに、「広域化・共同化計画」を策定すること

<公営企業会計導入>

人口3万人以上の地方公共団体については令和2年度以降、人口3万人未満の地方公共団体については令和6年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していること。